

## 下関公共職業安定所における文書の誤交付について

山口労働局（局長 金刺 義行）は、下関公共職業安定所（所長 中村 一徳）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおりその事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、その概要をお知らせします。

### 記

#### 1 概要

下関公共職業安定所（以下「下関所」という。）において、事業所Aに係る事業所別被保険者台帳照会（以下「事被台帳」という。）を、誤って事業所Bに交付するという事案が発生した。

※ 事被台帳には、A事業所の事業所名、雇用保険事業所番号、被保険者の氏名、生年月日、性別、年齢、資格取得年月日、離職年月日等の情報が記載されている。

#### 2 事実の経過

- (1) 平成29年11月1日、事業所Aから雇用保険適用事業所情報提供請求書（以下「請求書」という。）を受理し、職員Cがシステム処理により同事被台帳を作成した。
- (2) 同日、事業所B担当者から請求書を受理し、職員Cがシステム処理により同事被台帳を作成する際、誤ってシステムに格納していた事業所Aに係る事被台帳を印刷し、事業所B担当者に交付した。
- (3) 事業所B担当者は退所後、交付された事被台帳が他社の事被台帳と気づき、直ちに下関所に戻り、交付された事被台帳に他社の情報が記載されている旨申し出た。職員Dが当該事被台帳を確認したところ、事業所Aに係る事被台帳であったため、誤交付が判明したので、事業所B担当者に謝罪を行い、誤交付した事被台帳を回収した。
- (4) 11月2日、同所管理部長及び適用課長が事業所Aを訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。
- (5) 同日、管理部長及び適用課長が事業所Bを訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。

#### 3 発生原因

- (1) 職員Cが事業所Bに係る事被台帳を作成した際、当該台帳の記載内容と請求書の記載内容（事業所番号）との確認を怠ったこと。

(2) 職員Cが事業所Bに事被台帳を交付する際、請求者との双方により交付する書類の1枚1枚の内容を確認する基本動作を怠ったこと。

#### 4 再発防止策

(1) 下関所においては、11月2日に緊急の幹部会議を開催し、所長から所内幹部職員に対して、漏えい事案の概要を説明した。これを踏まえ、個人情報を手交する場合は、一枚一枚の内容を確認するとともに、相手方に確認を求める等の基本動作を全職員に徹底するとともに、以下の対策を指示した。

① 11月8日から13日に、全職員を対象とした情報漏えい防止のための研修を実施する。この研修において、交付する書類の一枚一枚の内容を確認し、相手方に確認を求める等の基本動作を実際に行わせ、誤交付防止のための基本動作を再確認する。

② 各種申請書による事業所及び被保険者情報を交付する場合は、印刷する際にデータ内容を確認するとともに、印刷した帳票と申請書について、複数の職員によるダブルチェックを行った後に交付することとする。

(2) 労働局においては、11月9日、緊急労働基準監督署長・公共職業安定所長合同会議を開催し、総務部長から事案の概況を説明するとともに、個人情報漏えい防止における基本動作の徹底及びその形骸化がなきよう指示した。

担 当

山口労働局職業安定部

職業安定課長 蔵重 健治

地方雇用保険監察官 清水 邦秀

電話 083-995-0380